

令和7年度 第6回 美郷町農業委員会議事録

令和7年度 第6回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和7年9月26日（金）

9：30～11：00

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 鳥田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 2人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎（欠）	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦（欠）
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 新田晋太郎委員・樋ヶ隆行委員

第2 議事

議案第1号 農地法第4条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 令和7年度 美郷町農業施策等に関する要望書（案）について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

第3 その他報告事項

会 長	それでは皆さんおはようございます。先ほどから話が出ておりますが、9月に入ってからいい天気が続かなく、なかなか遅いキヌムスメの稲刈りがはかどらないみたいで、田の中ではまったという話を聞きますし、ちょっと難儀をしておりますが、10月に入ればなんとか、今のところ初めの方は天気が続くとのことでしたので、10月中には済ませるつもりでやるしかないかと思います。米の値段の方は〇〇〇〇協同組合が1万4千円、聞けば大田市の方は1万5千円だそうで、大田市の業者が焦ってさらに5百円プラスして1万5千5百円で買いあさっているとのことで、大丈夫なのかなと。この前、米を買う人に聞いてみたら1万8千円で買うと。個人の人が。たくさん買うわけではないけれども。段々上がってこれは困ったものだ。私はそんなに高く売ることにはできませんが。それでも去年から言えばだいぶ値上げをしているのだが。耐え難いなと思いながら、今高く売っていないと、売られないかもしれないので、この際と思って出しはしますが。とつても1万8千円や5千円では売れません。どのぐらいで売ればいいでしょうかね。
13番委員	まあ1万5千円が相場じゃないですか。
会 長	そうですか。
8番委員	1万3千円では。
会 長	1万3千円？えらく良心的で。まあ1万円を切ることはないと思いますが。今年作付けは胴かわかりませんが、あちらこちらで水害が起こっておりますので、実際には刈り取ってみなければわかりませんので。島根県はあまり被害がないと思いますが。コシヒカリの常温率が1割無かったのかな？ものすごく悪くて困ったことだと思って。あれは5百円ぐらい安いのか。5百円ぐらい安いよな、2等は。それでも1万3千8百円ぐらいか。例年よりはるかにいいわけですが。JAの職員の話では2等でも3等でも数を作りなさいということで。そうすれば数になるので。3等になればどうかと思っております。まあ値段の方はいいみたいです。あとは無事に刈り取りができればと思います。皆さん事故に気を付けてやりましょう。トラクターでけがをしないようにお願いします。 ということで、今日は第6回目の農業委員会の総会となります。本

	日の議事録署名委員さんは6番委員さんと2番委員さんをお願いします。欠席は10番委員さんと12番委員さんです。それでは議案第1号について事務局からの説明をお願いします。
事務局	皆さんおはようございます。それでは議案第1号「農地法第4条」について説明をします。資料2ページです。 今回1件の申請がありました。こちらは5月の総会の際に、「農業振興地域の農地除外申請」について審議をいただいた案件です。所在地は都賀行◎◎◎◎他計2筆。登記簿地目及び現況地目は共に畑。面積は合計252㎡。申請者は都賀行在住の●●●●さんです。この方が該当する農地に農家住宅と駐車場を設置するということで申請がありました。場所ですが資料3ページ、こちらは都賀行の郷下の方から笹目の方へ向かうところに、この赤い印がしてあるところが該当地です。現地確認ですが資料4ページ、5月の総会の前にすでに6番委員さんと12番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。
会長	これは5月の総会の際に農業振興地域の農用地除外申請の際に現地確認をしてもらっておりますので、今日は説明を省かせていただきます。ということで5月の総会の時に既に了承しているから、今更どうこうということはないと思います。何もなければ採決に入りたいと思います。議案第1号に賛成の方の挙手をお願いします。 (出席農業委員全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員挙手で議案第1号は承認されました。続いて議案第2号についての説明をお願いします。
事務局	では議案第2号「農地法第5条」についてです。資料5ページ目です。今回申請が1件ありました。所在地は長藤◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積は936㎡。所有者は長藤在住の○○○さんでしたが、該当地のすぐそばにある水力発電所がありまして、ここの駐車場と進入路に転用するために、水力発電所を運営している●●●●が土地を購入して活用するということで申請がありました。場所は資料6ページ目、こちらは赤い所が申請地ですが、下のところに茶色い屋根みたいなのがあります、こちら

	が水力発電所です。こちらの駐車場ということで申請がありました。続いて資料7ページ目ですが、5月の総会の際に農業振興地域の農用地除外申請の際に6番委員さんと10番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。これにつきましても5月の総会の際に一度審議済みです。ご意見がなければ採決を取りたいと思います。議案第2号に賛成の方の挙手をお願いします。 (出席農業委員全員挙手)
会 長	ということで議案第2号も承認されました。続いて議案第3号について事務局からの説明をお願いします。
事 務 局	では議案第3号「令和7年度 美郷町農業施策等に関する要望書(案)」についてです。こちらは先般から農業委員会として町に対して要望書を出すということで、なかなか提案が出てこなかったりしましたが、委員さんから意見をいただきました。この中から全部ではなくて、どうしても聞きたいことを絞っていこうと思いますが、いかがでしょうか。こちらを全部聞くとすると時間もありませんし。
会 長	ただ私も考えたが、やっぱりこのような小さな意見でも出してもらわないと、今後またこのような内容は出せないと皆さんが委縮して、意見が出てこないようなことがあると思いますが。だから出た意見はできる限り挙げていこうと思う。その方がいいと思うが、絞った方がいいだろうか。
3 番 委 員	意見を出していいと思いますよ。要望なので。こちらの意見を挙げていって。
会 長	そうしないと皆さんも意見を出しにくいと思う。このようなことは。自分の思ったことを要望として出していく。これが大事じゃないかなと思う。時間的な制約はあるかもしれないけれど。回答の方は長々としなくてもいいと思う。一応言いたいことは言った方がいいと思う。それで、一点サルの被害の件があったと思うが、獣害対

事務局	策について、この前大田市に視察に行った内容についても、要望書に記載してもらいたいが。大田市の取組を事例として美郷町でも取り組んでももらいたいか。これは予算がともなうことだからな。
会長	つまり細かい内容のことまで要望書に挙げると。どういうことまで文章として書くかということもあるんですよ。
7番委員	そこまで細かいことは書かなくてもいいので、大田市の取組を参考にするようなことでいいのでは？サルの捕獲オリを大田市の取組を参考に設置を検討していただきたいとか。どうですか？
会長	小松地とかいっぱい出るところとか、1箇所か2箇所ぐらい。
3番委員	いくらでも作ってもらってもいいけど、予算の事もあるから。70万ぐらいか。電源を引っ張って38万ぐらいか。あとは7～80万ぐらいか。
事務局	30万円ぐらいか。
事務局	こちらの取組も参考にさせていただきたくよう取り組んでいただくように。こちら順番とかどうしますか？一番いいのは農業施策にもっと深い内容を先にした方がいいかと。こちらは意見があった順に記載しているので。
会長	こちらの取組も参考にさせていただきたくよう取り組んでいただくように。こちら順番とかどうしますか？一番いいのは農業施策にもっと深い内容を先にした方がいいかと。こちらは意見があった順に記載しているので。
8番委員	8番委員、この除雪の件についてはどうですか？これは地域で対応できるのでは。農業関係のことで除雪については・・・。
会長	毎年除雪に金を出すようになるから。
8番委員	自腹を切ること？
会長	関係ないところを除雪して。あそこは家がないから。前も言ったけど。
会長	これは農業から離れた方がいいのでは？農業委員会の要望としてふさわしいかどうか・・・

8 番 委 員	ならいいですよ。
事 務 局	中身としてはいいですが、農業委員会として聞くかどうかは。
会 長	農業委員会としてはどうかと。ちょっと気になっていた。
8 番 委 員	除雪の経路を見直してほしいということなんです。
会 長	それは自治会として要望はできないでしょうか。自治会要望で出す機会があれば。
1 3 番委員	これは牛飼いに行くところではないの？
8 番 委 員	そうじゃないけれど。もともとは県だから。家がないから除雪をしてくれないんです。
1 3 番委員	家がないから。田野原に。家はあるけど住んでないです。
会 長	その辺りは連合自治会で取り組んだ方がいいと思います。
8 番 委 員	じゃあそうしましょう。
会 長	後は農業関係が多いので、そのまま出した方がいいのではないかと。
事 務 局	個人的には〇〇〇〇協同組合との連携についてはどうなのかなと。
会 長	これは大事なことでないかなと。皆さんどうですか？本当に意思の疎通がないよな。
1 3 番委員	意思の疎通がないよな。これについては一般社団法人●●●●の件も役員から外されているし。町村は多少は〇〇〇〇協同組合と仲良くやってもらわないと。〇〇〇〇協同組合も全て金があるわけではないし。でも合併してからそんなことはないとおもうが。県とか町村の話合いとかはないだろうか。

8 番 委 員	〇〇〇〇協同組合との話がありますけれどね。集落との代表と。
1 3 番委員	合併する前は産業課と連絡を取り合って、振興計画や農業振興予算のことは役場と相談し合って一緒に作ったものだが。そんなことは全然ないのだろうか。農業予算を作るときは〇〇〇〇協同組合の営農課と産業課が話し合いをしていたんだが、今はそんなことはないのだろうか。
会 長	年に1回ほど水田活用調整支払交付金の関係の会議があるぐらいだな。その時は〇〇〇〇協同組合から部長クラスが来るからな。営農部長と営農課の課長ぐらい。これは具体的にどういうことをすればいいかわからないけれど、連携について。どういう方向があるかわからないけれど。
1 3 番委員	ただこれは難しいかもしれないな。
会 長	これは反対に町長や課長から具体的にどういう方向を希望されておられますかと聞かれたときに、答えようがないな。
事 務 局	そういうことなんです。質問するのはいいですが、逆に答えが返ってきたときにちゃんと反応することができるかどうか。ちゃんと意見を思っているならば、必ず意見交換会に出席してほしいのです。
会 長	具体的にどうするということを書いて要望するのなら説得力はあるが、ただ連携を強化するということなら、それならばどのようにするのかといわれたときに。
1 3 番委員	今の状態じゃ無理だと思います。
会 長	もっと具体的な内容で挙げてもらいましょう。どういうふうにした方がいいとか。
1 3 番委員	野菜を作る人が産直市へものを出さなくなったりすることもあるけど。

会 長	〇〇〇〇協同組合の件については外しましょう。今〇〇〇〇協同組合の方も農家への指導もあつてないようなものだから。普及員さんが昔のように回るわけではないし。わからないことがあれば聞いてくださいというぐらいだし。
13番委員	〇〇〇〇協同組合も農家に対し、野菜の作り方について指導をすればいいが、そんなこともないようになってきた。農家指導もしないようになってきた。
会 長	自信をもって話ができる人がいないということかな。その他についてはどうですか？
5番委員	私は営農組合の施設のトイレの件についてよくわからないんだけど。営農組合の施設にトイレがないんですか？
会 長	設備としては付いてこないからな。
5番委員	トイレの設備については、営農組合が独自で仮設のトイレみたいなのを置くと。
会 長	それしかないよな。移動はできるし。
5番委員	でも営農組合の施設って、そんな人里離れたところにはないですよ。ね。周りの誰も住んでいないところに設置します？
3番委員	場所によっては。
5番委員	場所によっては？トイレを借りるにしても、メチャクチャ遠いところ？
会 長	結構遠いところもあるよ。男性はいいけど女性は大変だと思う。ただ女性はいないけど。これもどうかなと思ったんだが。他のところはどうしています。
7番委員	うちはつくっているよ。トマトのハウスの横に。

会 長	農地集積相談員さんのところは？
農地集積相談員	浄化槽を設置しています。
会 長	女性がおられますよね。そりゃトイレはあった方がいいと思うが。一応話に挙げておくか。
9 番 委 員	一般社団法人●●●●の件についてですが、小規模農家について。これらに対応するために一般社団法人●●●●の活用の検討についての話が上がっていますが、これは具体的にどういうことの話をされるんです？
会 長	以前から町長が話をされていたように、営農組合がないところは一般社団法人●●●●を利用するという方向でどうかという意見はあったんですよ。一般社団法人●●●●はコンバインが2台か。大変なのは稲刈りだと思うんですよ。コンバインは買うと高いからね。自分の歌の稲刈りが大変になったところで、ファームサポート美郷でやってくれればとお願いするように。金額については毎年農業委員会で請負金額を出しているので、それに沿うような感じで、一般社団法人●●●●の方でカバーしてもらえればということ意見で意見を挙げる。これが順調に広がるとなると。ちょっと不透明なところはあるけれど。新品の機械は小農家は買えないから。
9 番 委 員	稲刈りは一般社団法人●●●●でコンバインを借りていただいて、乾燥とか糶摺りは相談できないでしょ？
会 長	それもやってもらえれば。〇〇〇〇協同組合もあったりするけれど。
9 番 委 員	一般社団法人●●●●でできるんですか？
会 長	出来るかどうかはわからないけれど。本当は上川戸の本郷に作ることだった。あそこはそばでも植えている？
9 番 委 員	そばを植えています。

会 長	そばを植えている。来年どういう方向を出してくるかわからないけれど。米を作るような意識は
9 番 委 員	来年は作るみたいですよ。来年度は。そういう話をしていますよね。
会 長	田植機はあるのかな？トラクターはいっぱい持っているが。他に方法はないよな。耕作放棄地を。営農組合があるところは作付けされるけれど。個人の小規模農家は多分は難しくなっていると思います。どういう回答が出るかわからないです。 この猛暑による農作物の被害については、どこかで補助や補償するところはあったよな？苗とか。
2 番 委 員	収入については保険がありますけれど、資材などについてはなかなか負担が大きいかなと。
会 長	これは要望してみましよう。いいですか、だいたいこのようなことで。
事 務 局	水土事業についてはどうですか？
会 長	これは私も意味がよくわからないんだが。この事業を活用する人がおられるのかな？水路とかそういったこと？
8 番 委 員	対象箇所を集約していけば。何かそういった話を聞いたことがある。
農地集積相談員	県単の明渠とか暗渠とかをつけるには。おそらく今の宮内とかで集約する分は、町で予算が必要ですけども。県や国が主になってやるので。明渠と暗渠の分はある程度県単の分で金額が決まっていたのでは？
会 長	その金額を物価高に合わせて上げてくれということ？県の方なのかな？町じゃないよな？
農地集積相談員	町単では今やっていない？

会 長	赤名の方でも、重機で掘って暗渠を入れたりしているが。
8 番 委 員	50万円ぐらいの補助で何かあったと思う。
会 長	町単であった？
8 番 委 員	町単でありますよ。その事業をよく使わせてもらっています。
会 長	町単であるなら意見として挙げていいけど。
3 番 委 員	田畑に関する法面とか進入路とかの工事に対して補助金とかあったりするんです？そういうのがあったら。
8 番 委 員	そういうのではないと思う。現在ある田が崩れたりした場合には50万円ぐらいの補助で。
7 番 委 員	比之宮の宮内の方はほ場整備で水路をつけたりする工事があったりするけど。
農地集積相談員	それは国の事業。
会 長	たまに暗渠排水が集まったからで掘ったりすることはあるが。また排水したりする。
8 番 委 員	現在の田を崩して、今度は先で大変になる。個人個人で。
農地集積相談員	換地の問題で。
13番委員	水路の関係だろうか？水路が壊れたりして、うまく水が行かないところに修繕工事などのことじゃないだろうか。
8 番 委 員	農地・水の事業でやれば。
13番委員	農地・水の事業では金額が少ない。その地域に田がたくさんあればいいが、農地・水の事業では田が3千円でしょう。畑が2千円だから。相当の面積がないと水路を直すだけの金額は出てこないと思

	う。
8 番 委 員	まあ金額は知れているけどね。
1 3 番 委 員	そうだが、水路の短いところもあれば長いところもあるからね。
会 長	昭和の時代の50万円といえは、今なら大分上がっていないといけない。これはちょっと意見を出してきた12番委員に確認してください。あと耕作放棄地関連についても。新たに米を作付けする人がいるのだろうか。何か考えがあって意見を出してきているだろうが。
事 務 局	草刈の関係は？建設課になりますかね？
8 番 委 員	いや、町で刈ってもらえれば。
事 務 局	部署がどこかになります。
7 番 委 員	自治会から出してもらえれば。
8 番 委 員	要は公共用地の管理をしないんですよ。
7 番 委 員	公共用地の管理はどこになる？財務課？総務課？
8 番 委 員	町の所有地の管理はどこになる？
1 3 番 委 員	総務課の関係じゃない？
事 務 局	町道の関係ではない？
8 番 委 員	町道ではない。町の所有地。
事 務 局	当日は具体的な場所を言ってもらった方がいいですね。
8 番 委 員	昔の診療所の方です。あそこに町の土地で、昔は木が小さかったけど、大きくなって。町は全然管理しないし。大和事務所も対応して

	くれないし。
3 番 委 員	探せばそういうところはあるのでは？
8 番 委 員	あると思うよ。そういうところを調べて。
3 番 委 員	隣の人がついでに刈っていたりするんじゃないですかね。
8 番 委 員	ここだけの話ではなく美郷町全体での話です。そういうのを見直して。6月の第1日曜の奉仕作業をしているから、町も町有地ぐらいはしっかり管理してもらいたいと。
事 務 局	農業委員会として要望書に挙げる？
8 番 委 員	たまたま田とかにかかっているから。要は学校でも廃校になって、どこかの団体に管理してもらって金を出しているよね。宮内など。そういう形でも。やっていけばいいが、やってないから。意見を出さなければいけないかなと。
7 番 委 員	要は産業振興課長が判断して次の課長に対応してもらえれば。
事 務 局	ちょっと組織名とかは消しておきましょうか。一般論として。
会 長	質問があれば説明はしてもらわないといけないが。
事 務 局	では以上で。それで一通り何点か取り下げや聞き取りをするんですけども、先ほど申した通り要望書を出そうと思います。順番は若干変えますけれども。次回の農業委員会総会の後に場を設けておこうと思いますが、総会は毎月25日前後ですが、25日は土曜日で、翌週は町長は海外出張があるので、24日の金曜日に設定するしかないかと思います。どうでしょうか。出席される方はどうでしょうか？
会 長	ここで、全員でやりましょう。
事 務 局	意見交換会ぐらいで。かしこまらずに。

会 長	ざっくばらんに農業委員会と話をしてみようということ。
事 務 局	堅苦しくない感じで。さきにこんな感じで要望書を挙げて、意見交換会の時に答えをもらうように。
会 長	すぐ予算化できるところは予算化してもらうように。 ではそういうことで、議案第3号については要望書のことで少し絞らせていただきました。総会の後にこちらに来ていただいて、意見交換会を。事前に要望書を出しておくのでよろしくお願いします。続きまして報告の方に参ります。報告第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」についてです。資料11ページ目です。今回2件の届出がありました。まず1件目、所在地は酒谷◎◎◎◎他計11筆。登記簿地目及び現況地目は田8筆、畑3筆です。面積は合計6,344㎡です。こちらは酒谷在住の○○○○さんが所有されておられましたが、この方が令和6年7月に亡くなられて息子さんでおられます広島県在住の●●●●さんに相続されました。 続いて2件目、資料12ページです。こちらの所在地は惣森……… ……他計5筆。登記簿地目及び現況地目は畑1筆、その他4筆です。面積は合計5,146㎡です。こちらは惣森在住の△△△△さんが昭和50年に亡くなられて、相続人であります神戸市在住の▲▲▲▲さんに相続されました。 場所ですが資料13ページ目、まず1件目の酒谷の件ですが、酒谷下の周辺の農地が対象です。こちら資料12ページにも1筆離れた農地を掲載しております。2件目ですが資料15ページ目、惣森の件ですが、惣森から小林に向かうところに1枚農地がありまして、その奥に昔農地であったところが該当の農地になります。説明は以上です。
会 長	この△△△△さんは誰ですか？
13番委員	▽▽▽▽さんのところでは？

事 務 局	▽▽▽▽さんの親戚と思われます。
会 長	ということです。続いて報告第2号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では報告第2号「利用権設定の終了（農用地利用集積計画）」についてです。資料16ページです。今回1件の届出がありました。所在地は九日市◎◎◎◎他計3筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計3,952㎡。こちらはしまね農業振興公社を通じての利用権設定で、所有者は九日市在住の〇〇〇〇さんでしたが、この方の農地を平成30年に一般社団法人●●●●が利用権設定をしたのですが、所有者であります〇〇〇〇さんが亡くなられて後に、相続人の方が相続放棄をされまして、家庭裁判所を通じて相続財産清算人であります◇◇◇◇司法書士事務所から、この土地について国に帰属手続きを行いたいということで、利用権設定の解除の申し出がありました。場所は資料17ページ、九日市の西の原に入ったところのすぐに、色が塗ってある農地のすぐ左に〇〇〇〇さんの家があります。すぐそばの県道の側です。 私もこういった案件は初めてで、国庫へ帰属するという例は。もちろんこの方の場合、相続をすべて放棄されましたので、田だけではなくこの方の所有の家や山林とかを全て国に帰属するとのことでした。私が調べて所では国に帰属してからは、その土地を競売にかけるということで。美郷町ではないのですが、他の市町では結構そういう例がありまして、農林水産省のホームページに掲載されています。この農地では一般社団法人●●●●が芍薬を若干作付けしていたところでしたが、突然連絡がありまして、やむなく利用権設定を解除するということになりました。こういうことが今後ありうるということで。ちゃんと耕作をしても。結局相続人の判断ですよね。
会 長	これは確か手続きに相続人が逆に金を払わなければならなかったと思うが。
事 務 局	もちろん。私が調べたところ、田であればこちらは農業振興地域ですので、この面積だと300万円ぐらいかかるし、家にしても20万円ぐらいかかります。山もそれ相当分のお金がかかります。

7 番 委 員	本当に土地を話そうと思えば大変金がかかるな。
3 番 委 員	そんなに価値がないのに。
事 務 局	そこまでしてお金がかかりますけどいいですか、ということです。
1 3 番 委 員	そんなにかかるんだ。
3 番 委 員	そんなにかかるなら所有者がわからない土地ができますよね。
事 務 局	ですので、今は相続をしてくださいよねということになっています。
1 3 番 委 員	相続してくださいはいいいが、相続すれば固定資産税を支払わないといけない。それが大変だ。
3 番 委 員	それで登記をやめようとしたら、こんな金を払わないといけない。
事 務 局	固定資産税もそんなにかからない。
3 番 委 員	固定資産税を払い続けた方が安上がりか。管理もしないといけないけれど。
1 3 番 委 員	何代まで固定資産税を払い続けないといけない？
事 務 局	そこはわかりません。
1 3 番 委 員	孫やひ孫に相続してくれる人がいない。家にいない人はどうするの？私も悩んでいる。
会 長	田は安いけど、雑種地であれば下がるから。まあ参考にしてください。これで議事は終了します。 (終了後、その後諸報告を行い、2番委員から10月4日開催の研修会についての案内があり、その後閉会した)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山 田 昇

議事録署名者 新田晋太郎

議事録署名者 樋ヶ隆行